

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 平成15年度東京都一般会計

(2) 平成15年度東京都特別会計

特別区財政調整会計

地方消費税清算会計

小笠原諸島生活再建資金会計

母子福祉貸付資金会計

心身障害者扶養年金会計

中小企業設備導入等資金会計

農業改良資金助成会計

林業改善資金助成会計

沿岸漁業改善資金助成会計

と場会計

都営住宅等事業会計

都営住宅等保証金会計

都市開発資金会計

用地会計

公債費会計

新住宅市街地開発事業会計

多摩ニュータウン事業会計

市街地再開発事業会計

臨海都市基盤整備事業会計

(3) 財 産

2 審査の方法

知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか

(3) 資金は適正に管理され、効率的に運用されているか

(4) 財産の取得、管理、処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期間

平成16年7月21日から同年9月8日まで

第2 審査の結果

1 決算計数

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。
(詳細は〔第4 局別事項〕に記載)。

(1) 公有財産

ア 建 物

過大に登載されているもの	3件	7,947.03 m ²
登載漏れとなっているもの	1件	17.27 m ²

イ 無 体 財 産 権

登載漏れとなっているもの	1件	
--------------	----	--

(2) 物 品

過大に登載されているもの	1件	8点
登載漏れとなっているもの	2件	9点

2 事業執行等に関する意見

(1) 全体意見

ア 財政状況について

平成15年度一般会計決算は、歳入5兆9,911億余円、歳出5兆9,719億余円で、形式収支192億余円から翌年度へ繰り越すべき財源(制度繰越)140億余円を差し引いた実質収支は、51億余円の黒字となっている。

しかし実際には、公営企業会計への支払繰延などを行っているため、一般会計・特別会計を会計間の重複等を控除するなどの調整をした「平成15年度普通会計決算」では、449億円の赤字が生じ、都財政は平成10年度以降6年連続の赤字決算という厳しい状況が続いている。

平成16年7月に発表された「今後の地方財政を考える」(財務局)によれば、東京都は、財源不足を補うため、これまで基金の取崩しや都債の発行を行い、必要な行政サービスを提供してきた。しかし、こうした財政の対応能力は限界を迎えており、また、従来のような臨時的な財源対策などに頼った財政運営を今後も続けることは不可能であるとしている。さらに、減債基金の積立不足、他会計からの借入金などのいわゆる「隠れ借金」が約1兆1千億円にのぼっており、早期の解消が求められている。

長期借入金である都債について見ると、毎年度の新規発行額と、元金・利子等の支払いである公債費の推移は、表1のとおりとなっている。新規の発行額は、抑制に努めてきたが、平成14年度及び15年度には再び増加傾向が見られる。また、公債費についてはここ数年大きな増減はないが、これは臨時的な財源対策として減債基金への積立を一部見送ってきたこと、借換債の発行により元金の返済を先送りしたことなどによるものであり、都債の大量償還期を迎えていることから、公債

費は、今後再び増加に転じると見込まれている。

一方、東京は、治安の悪化や急激な少子・高齢化の進行など、都民生活に深くかかわる問題に直面している。また、東京の特性を活かした産業力の強化、大都市東京にふさわしい福祉・医療改革、大都市の安全を高め安心を確保するまちづくり、東京が率先する環境重視の都市づくりなどの課題が山積している。都は、都民サービスの充実と東京の再生のために、厳しい財政的制約の中にあっても、これらの課題に重点的かつ積極的に取り組んでいかなければならない。

昨年10月、新たに「第二次財政再建推進プラン」が策定された。平成18年度までに巨額の財源不足を解消し、経常収支比率を90%以下にするという目標の実現に向けて、内部努力の徹底、施策の見直しなどをさらに進めることとしている。都は、こうした取組を着実に実施して財政再建を成し遂げ、強固で弾力的な都財政を確立することが望まれる。

(表1)都債の発行額、公債費の推移

(単位：億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
都債発行額	7,566	7,844	4,351	3,285	4,066	4,672
公債費	5,534	5,432	7,149	6,569	6,887	6,616

(注) いずれも各年度の普通会計決算(一般会計及び8特別会計分)による。

イ 財産管理について

現行の官庁会計では、会計事務と財産管理事務はそれぞれ別々に管理され、企業会計のように会計処理を通じて資産等が記録されるようになっていない。また、価格についても、統一的な基準のもとに合算した資産額などは作成されていない。このため、財産管理に関する記録の誤りや不整合があっても発見することは難しく、毎年のようにその誤りが見受けられる。

都は現在、会計制度の改革を進めており、複式簿記・発生主義会計の平成18年度本格導入を目指している。これにより、会計情報と財産情報が分離している状況は改善され、財産管理の適正化が促進されると期待される。しかしながら現状の財産管理のままでは、円滑な導入に支障が生じることが危惧される。各局においては、平成18年度本格導入に備えるとともに、財産管理に携わる職員の意識向上及びチェック体制の確立に努められたい。

(2) 局別意見

平成15年度出納長所属各会計決算審査に当たり、各局の予算の執行状況等について審査した結果、全体としては良好と認められたが、[第4 局別事項]でそれぞれ意見を付したとおり、一部に問題が認められた。その概要については次のとおりである。

《都市整備局(旧住宅局)》

ア 広報誌の配送方法について、新たな手法の検討を早め、効率的な執行を行うべきもの

都市整備局(旧住宅局)は、東京都住宅供給公社委託事業として、毎月、都営住宅居住者向けに広報誌「すまいのひろば」を発行し、全居住者の約26万世帯各戸に配布しており、その印刷・

配送等経費は、平成15年度実績で、総額約7,400万円の支出となっている。

ところで、総経費のうち、過半の約4,200万円は、配布に要する郵送料であり、その内訳は、年間で、連絡員（東京都住宅供給公社より業務委託された居住者）が各戸配布する一括送付分（約22万世帯）が約800万円、連絡員がいないための個人宛郵送分（約4万世帯）が約3,400万円となっている。

しかしながら、個人宛郵送分については、広報誌が郵便法上の信書ではなく、郵送による必要はないことから、現在の多様な配送業態のなかで、集合住宅という都営住宅の特性を活かした投函配布（ポスティング）業務委託等、より経済的な方法について、検討すべき事項が認められる。

局は、広報誌の配送方法について、新たな手法の検討を早め、予算の効率的な執行を行われたい。

《 教 育 庁 》

ア 給食施設補助に係る補助金申請を確実に行うべきもの

教育庁は、立川養護学校校舎改築工事において、給食施設199.5㎡の整備を行った。

ところで、この給食施設整備に係る公立学校施設整備費補助（ドライシステム化推進事業学校給食施設更新補助）479万6,000円（試算）について、文部科学省の定める事業計画書の提出期限である平成15年5月7日までに、立川養護学校校舎改築工事に係る事業計画書等の書類の提出を行わなかった。このため、補助金の申請を行うことができず、補助対象事業にもかかわらず補助金の歳入ができなかった。

庁は、給食施設補助に係る補助金申請を確実に行われたい。